

京都市地球温暖化対策条例の骨子等について

条例の骨子	規則で定めるもの	施策として実施するもの
<p>前文 条例の基本理念(考え方)を記述</p> <p style="text-align: center;">↓</p>		
<p>目的 条例の目的を規定 (温暖化対策を推進し市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する)</p> <p style="text-align: center;">↓</p>		
<p>定義 条例中で何度か使用する用語の意味や範囲を一括して定める規定</p> <p style="text-align: center;">↓</p>		
<p>当面の目標 京都市の平成22年までの温室効果ガスの削減目標を規定</p> <p style="text-align: center;">↓</p>		
<p>責務 市、事業者、市民などの責務を一般的に定める規定</p> <p style="text-align: center;">↓</p>		
<p>対応措置(具体的な対策項目) 誰が(主体)、誰に(対象)、どういう措置を(対応手段)、どのような場合に行うか(執行基準)を規定</p>		
<p>(具体例)</p> <p>1 市が行う対応措置(施策推進義務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーに係る施策 ・公共交通機関への利用転換促進施策 ・森林保全のための施策 ・環境教育等に必要な施策 など 		<p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業など助成策の実施 ・協議会・検討会等の設置 検討結果を具体的施策に反映 ・森林・林業施策の実施 ・環境教育プログラムの策定 など
<p>2 事業者及び市民が行う対応措置(努力義務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然エネルギーの優先的利用に努める ・公共交通機関等の利用に努める ・省エネ機器の優先的使用に努める など 		<p>(具体例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種情報の提供 ・キャンペーンの実施 など
<p>3 特定事業者等が行う対応措置(義務を課す)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出量削減計画書の市への提出義務 ・省エネラベルの表示義務 など 	<p>(具体例)</p> <p>特定事業者の規模や業種などの基準などを規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料及び熱を原油換算1500kl/年以上又は電気を600万kw/年以上使用している工場 ・エアコン等を5台以上陳列して販売する事業者 	
<p style="text-align: center;">↓</p>		
<p>実効性確保手段 対応措置の実効性を確保する手段を規定(氏名等の公表、実施状況の評価・見直しなど)</p> <p style="text-align: center;">↓</p>		
<p>その他 施行期日などを規定</p>		

注1 対応措置欄の具体例は、京都市地球温暖化対策条例の主な項目を記載

注2 規則で定めるもの欄の具体例は、他都県の条例の具体例を記載